抗告申立書

令和〇年〇月〇日

福岡高等裁判所　御中

少　年　　〇〇　　〇〇

付添人　　福岡　九州男

　上記少年にかかる福岡家庭裁判所令和〇年（少）第〇号窃盗保護事件について，同年〇月〇日になされた「少年を第１種少年院に送致する」旨の決定には，不服があるので，以下の理由により抗告を申し立てる。

第１　抗告の趣旨

　　　原決定には処分の著しい不当があるので，その取消を求める。

第２　抗告の理由

　１　原決定

　　　本件非行事実は，共犯者とともに普通自動二輪車１台を窃取したという事案である。

原決定は，警察による数次の事情聴取や観護措置を経た後も自分中心の考え方，規範意識の乏しさ，不良交友に対する問題意識の乏しさに大きな変化が見られないこと及び少年の保護環境では適時適切な指導を期待できないことを指摘し，少年を第１種少年院送致とするとの結論を出している。

　　　しかし，同決定は，少年の資質，内省・更生に向けた意欲や変化及び少年の保護環境について過小に評価し，在宅保護環境では再非行に走りうるとして，施設収容を決めたものであり，著しく不当な処分と言わざるをえない。

　２　少年の内省について

　(1)　はじめに

　　　少年は，決定書にあるとおり，「根は気弱で自信が」ない性格である。そのため，初めての審判で相当緊張しており，また，自信がないという性格から，「聞かれたことに対する正解を言わないといけない」という思いが相まって，審判までに考え反省した思いのほとんどを言葉にすることができなかった。

　(2)　本件逮捕，監護措置後の少年の内省の大きな変化

ア　上述したとおり，原決定では，警察による数次の事情聴取や観護措置を経た後も自分中心の考え方，規範意識の乏しさ，不良交友に対する問題意識の乏しさに大きな変化が見られないとされている。

イ　もっとも，「ぼくの気持ち」と題する少年が書いてくれた手紙にあるとおり，少年は本件窃盗保護事件による逮捕・観護措置期間を経て考え方や規範意識などに相当大きな変化があることが見てとれる。

　　　すなわち，原決定は，これまで何度も警察による事情聴取を受け内省を深める機会があったにも関わらずこれをしなかった旨，指摘する。

　　　たしかに，「機会」は少年に与えられていた。しかし，ルールや規範を守ることが身についていなかった１３歳（当時）の少年にとって，その「機会」は形式的なものにとどまり，自分の行いを立ち返り，被害者や他者の気持ちを慮るところまで目を向けることができなかった。これは，少年の未熟さ・幼さに一因があることは当然だが，このような少年の資質や年齢に沿った教育的指導を少年の両親が行ってこなかったことにも原因がある。

　　　少年の両親からの手紙にあるとおり，これまで，少年の両親は少年の容姿や非行に対して，１３歳で未熟な少年が理解できるような平易で具体的な言葉での指導や非行（例えば窃盗）がなぜ悪いのか親子で話し合うといった指導をしてこなかった。

　　　そのため，自分の行っている行動や非行に対して，理解・熟考することができないまま，少年は触法・非行行為を繰り返すに至った。

　ウ　自己中心性

本件逮捕・観護措置を経る中で，少年は，初めて被害者の供述調書を見たり，付添人から被害者の気持ちを聞いたり，被害者の思いに触れることとなった。

　　　少年は，審判で「これまでは自分のことしか考えていなかった，相手の気持ちを気にしたことがなかった」，「今は相手の気持ちを考えるようになった，物を盗んだことで相手が（その物を）使えずに不便なので困る，物を盗んではいけない」と訥々ながら話し，他者を思いやる気持ちが芽生えていることがわかる。

　エ　規範意識

　　　少年は，小学校４年生頃から休学日数が増え，中学校も２年生になって週に１日登校する程度であった。加えて，家庭内でも規範意識を身につけるような指導が少なかったこともあり，１４歳であれば身につけているであろう規範意識の水準に達しているとは言い難い。

　　　しかし，本件を機に，少年は「規則がなぜあるのか」，「規則を守らないとどうなるのか」を考えた。

　　　これまでの少年は，自分の運転技術を過信し，「運転がうまいから大丈夫」，「基本的なルールは大体わかっている」などと述べ，なぜ免許をとらないと運転してはいけないのか，その前提のなぜ規則を守らなければいけないのかということを理解できていなかった。そこで，少年と接見を重ね，無免許で運転すること，規則を守らないことについて，多くの時間話し合った。

　　　少年は，規則を守ることの重要性を考えることができるようになり，審判でも「みんなが平和に暮らすために，決まりを守らないといけない」と話してくれた。同様に少年の手紙の中でも「決まりがあるから安心して生きていけるし，決まりを守る事でだれも嫌な思いをしなくていいからと思いました。」と述べている。

　　　これまで，ルールを守ることの意味を考えてこなかった少年にとって，その意味を考え，守らなければいけないと考えるに至ったことは，規範意識に対する大きな変化のあらわれである。

オ　不良交友に対する問題意識

　　当初，少年は，全ての不良交友関係を断ち切る必要があるのか，断ち切ることができるのか不安を感じていた。

　　少年の手紙にあるとおり，今では「これまでの悪い交友関係を断ち切って非行に対する考え方を見つめ直して」行動したいという思いに変化している。

　　成人と違い，視野や世界が狭くなりがちな少年にとっては，不良であろうと交友関係を断ち切るという決断は，非常に大きな決断である。

　　何より重要なことは，不良な交友関係を断ち切るという決断そのものではなく，その決断に至った理由である。少年は，この理由を「自分は自分に自信が持てなくてこれまで悪い交友関係を断ち切れずにいました。」，「非行をすることで強くなると勘違いしていました。」（少年の手紙）と述べ，なぜ自分が不良な交友関係をもっていたのかを考え，「自信がない」という自分の弱さと向き合い，不良な交友関係を断ち切るという大きな決断を下した。

　　これは不良交友がもたらす自他への害悪のみならず，その一歩先ともいえる自分自身の問題・課題に向き合い，克服しようとする意欲のあらわれであり，更生にとっては必要不可欠である。

カ　更生意欲

　　これまで上述したとおり，少年は，本件を契機として，短期間ながらも多くのことを考え，後悔し，自分中心ではなく相手主導の考えに改め，規範意識を身に着け始め，不良交友に対する問題意識や自分の問題点に向き合うことができるようになった。

　　そして，二度と再非行を起こさず，将来の夢を叶えるために，嫌なことから逃げずに努力をすることを決意している。

　　少年の更生意欲は相当に高いものと評価できる。

(3)　小括

　　以上のことに鑑みれば，原決定がいうように，少年の規範意識や不良交友に対する問題意識などに大きな変化がみられないということは全くなく，少年は飛躍的な成長を遂げている。

３　少年の在宅での保護環境

(1)　原決定では，「少年の両親はこれまで少年を適切に指導しえていなかった」ことが在宅保護環境での少年への適時適切な指導を期待できない原因のひとつとされている。

(2)　もっとも，少年の両親は，それぞれの手紙にあるとおり，これまでの少年への指導方法を振り返り，反省し，指導方法をこれまでと違うものに変更することを誓っている。当然ながら，市内の高校に通う少年の姉も，少年の指導に協力的であり，家族の受け入れ体制は万全である。

　　両親が審判内でも指導方法を改める旨伝えたにも関わらず，その点については決定書において全く考慮されておらず，従前の指導方法につき述べるのみである。これは，家族という少年の更生にとって最有用の社会資源があるにも関わらず，これを要保護性の判断の基礎としないもので事実の誤認があると考える。

４　総括

　　少年にとっては，本件が，少年の特性・資質に合わせた教育的指導を受けた初めての機会である。これによって，上述したとおり，少年の内省・規範意識には大きな変化が見られ，短期間で飛躍的な成長を遂げているといえる。

　　そして，少年を共に支え，時には叱咤するという適時適切な指導をすることのできる「家庭」という優良な社会資源が整っている。

　　少年，家族ともに，本件を契機として，家庭を再構築し，再非行しない・させないために変化を遂げたのであり，少年の要保護性は相当程度解消されている。

　　それにもかかわらず，少年に社会内での更生の機会を与えることなく，少年院送致とする原決定は，合理的な裁量の範囲を逸脱する著しく不当な処分といえるため，取り消されるべきである。

以上

添付資料

１．「ぼくの気持ち」（少年）

２．父親からの手紙

３．母親からの手紙

４．姉からの手紙

５．少年の写真